

と NGO との批判的かつ建設的な関係が、日本でも求められている。

第3に、ドイツも日本と同様に、中央政府であると地方政府であることを問わず、財政赤字を削減するという圧力にさらされており、そのことが社会的支出を抑制する要因となっている。単一通貨「ユーロ」の導入に加わった EU 加盟国には、コール政権が提案した「安定・成長協定」(1996年)によって毎年の財政赤字を GDP の3%以内に抑えるという拘束が課せられており、ラフォンテーヌのあとを継いだ社会民主党のアイヒェル蔵相は緊縮財政政策をとっている。家なし人支援に関連する予算項目で言えば、ドイツの連邦政府は1993年から2000年までの間に社会住宅建設向けの予算を3分の2にまで削減してきた。にもかかわらず、ドイツの地方自治体と NGO は、厳しい予算制約の下でも住居喪失を予防するための新しいアプローチを發展させ、家なし人の数を減らすことに成功してきた。財政赤字は、野宿者を放置する大義名分にはならないのである。

第4に、ベルリンでは医療サービスは、州政府と医師会との協定に基づいて提供されている。目下、歯科医師会との協定が検討課題になっている。日本でも、地方自治体のイニシアティブによって医師会とのこうした協力はできないものであろうか。移動型の医療サービスと診療所とを組み合わせれば、かなり効果的な診断と治療が期待できるであろう。

最後に、予防措置こそが最も効果的でコストがかからない対策であるという点を再度指摘しておきたい。ドイツのように同伴ケア措置をとるところまではまだ行けないにせよ、滞納家賃の肩代わりや公営住宅政策の拡充を通じた予防策の実行は日本でも可能である。ただし、そのためには、現に野宿生活をしている人のみならず、住居喪失が間近に迫っている人をも含んだ包括的な「ホームレス」の概念に市民権を与えなければならない。

【参考文献】

- 小玉徹／中村健吾／福原宏幸 [2001] 「日本ホームレス原論」『週刊エコノミスト』2001年3月13日号、所収。
- 小川政亮 [1999] 『(資料) ドイツ連邦共和国 連邦社会扶助法』総合社会福祉研究所。
- 大場茂明 [1999] 「ドイツの住宅政策」、小玉・大場・檜谷・平山著『欧米の住宅政策』ミネルヴァ書房、所収。
- 嵯峨嘉子 [2000] 「ドイツにおける家なし Wohnungslose 対策」、第48回日本社会福祉学会(2000年11月4日)の自主企画シンポジウムでの報告。
- 庄谷怜子 [2000] 「生活保護運用の活性化でホームレス化予防を」、2000年10月23日付『福祉新聞』。
- 玉井金五 [2000] 「大阪のホームレス激増に見る長期的経済・社会政策の必要性」、『週刊金曜日』344号、所収。

- Brender, Barbara [1999] *Hilflos Wohnungslos*, Lage.
- Bundesarbeitsgemeinschaft Wohnungslosenhilfe [2001] Bilanz eines Jahrzehnts der direkten und strukturellen Gewalt gegen Wohnungslose, <http://www.bag-wohnungslosenhilfe.de/presse/1.phtml>
- Maly, Dieter [1996] Obdachlosenhilfe, in: Dieter Kreft/Ingrid Mielenz (Hg.), *Wörterbuch Soziale Arbeit*, 4. Auflage, Weinheim/Basel.
- Schuler, G/Sautter, H. [1983] *Obdachlosigkeit und soziale Brennpunkte in Hessen*, Darmstadt
- Specht-Kittler, Thomas [1998] *Statistikbericht 1996*, Bielefeld
- Steinmeier, Frank-Walter [1992] *Bürger ohne Obdach*, Bielefeld

IV. フランス

第6章 フランスの好況下でのホームレス問題

都留 民子

序

フランスでは、「浮浪者」問題とは区別される、今日的「家なし (sans abri、 sans logis)」問題は 80 年代半ばから社会問題と化し、彼らに対しては、社会福祉 (宿泊施設などの社会扶助) 施策の見直し、新しい最低限所得、雇用政策、住宅政策が実行されてきた。この推移と内容は、筆者は既に、いくつかの論稿を発表している [都留、2001、2000、1999a、1999b、1998]。したがって、本稿では、3%の経済成長を続け失業者が 100 万人減少していった 90 年代末からの、新たな問題 (新しい要因に基づくと思われる現象)、そして既に実行されている諸施策の状況、特に最大課題である住宅保障に関連する問題点を叙述する。

ともあれ、フランスの「家なし」問題の「出口」・解決の方向は、極限的な状況 (野宿・路上生活) への緊急策だけでなく、そこから諸段階をへて、最終的には「自治的な住宅の確保」、すなわち住宅最低限基準に合致した住宅において、賃貸契約の当事者として借家人となること、同時に失業対策としてフルタイム・無期限契約雇用という「真の雇用」を確保することであることを再度述べておく¹。

1. ホームレスの数とその特徴—パリ市を中心にして

フランスでは、路上生活が拡大する前に、いち早く公私の援助が実行されてきた。したがって、「家なし」調査も、わが国のように路上生活者＝「目にみえる貧困者」だけでなく、問題状況に応じた援助活動・施策ごとに受給者の調査が行われてきた。しかし、それぞれの段階での実数は明らかにされているが (例えば、不定住者 (SDF) が宿泊施設をもとめる SOS 電話件数、宿泊施設入所者数など)、施策と施策を往来する流動的な人々のダブルカウント、あるいは取り落とされた人々もいるという問題もある。

「家なし」数の全体的な把握は、全国組織をもつアソシエーションの地域調査からの推計、そして国勢調査などの住宅状況からの推計で行われている。

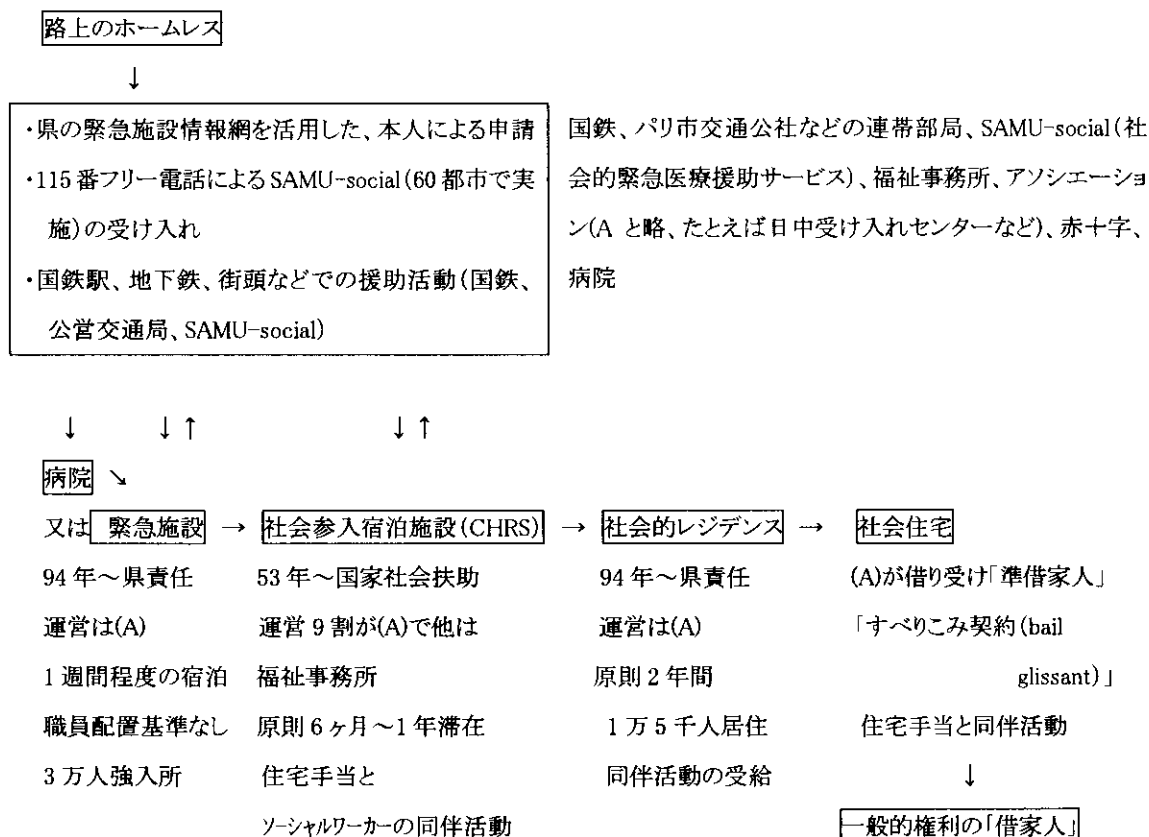
¹ 「家なし」に対する(「居住の保障」を土台とした)援助のみならずについては、図1を参照。また、雇用対策、所得保障ならびに医療保障の基本的枠組みは以下の通りである。

雇用対策: 社会参入宿泊センター (CHRS) 入所以降は、ソーシャルワーカーの支援による職業的参入施策で職業養成実習 (formation)、参入企業 (entreprise d'insertion)、仲介アソシエーション (association d'intermédiaire) など、そして/または国庫補助雇用を経て、一般的雇用の確保を目標。

所得保障: 失業手当、生活扶助 (RMI などの無抛出最低限所得・社会的ミニマム)、家族諸給付。

医療保障: 2000 年 1 月までは医療扶助 (aide médicale) など、以降は「普遍的医療保障 (CMU)」による疾病保険抛出と自己負担の免除による無償医療。CMU の受給は他の社会給付同様に住所が必要だが、福祉事務所やアソシエーション、宿泊施設に名目的な住所登録 (domiciliation) でも可能。

図1 ホームレス支援プロセスの概要



後者の方法による最近の推計としては、「貧困者に住宅に関する高等委員会(Haut comité pour le logement des personnes défavorisées)」第5次レポートの、国立統計経済研究所(INSEE)98年住宅調査に基づく数値がある。ここでは「短期間で自治的な住居にアクセスできる展望のない人々」は73万人とされている。その内容はく宿泊センターや受入れセンター3万5000人、ホテル・家具つき部屋などの居住者55万人(子ども5万人)、第三者宅での居候のうちで住居アクセスの手段のない・余儀なくされた宿泊が10万人、ロマ人などキャンピングカーや一時しのぎ住宅居住者は4万5000人>というものである。このレポートは、「家なし(sans-abri)」へのプロセスとして、過少収入という貧困化、医療やケアからの排除、家族崩壊、そして継承された貧困・排除という4つの一般的カテゴリーをあげている[Haut comité pour le logement des personnes défavorisées, 1999]。

(1) 国立人口問題研究所(INED)のバリ調査

「家なし」の質的な状況を把握するために実行されたのが、95年の国立人口問題研究所(INED)のバリ調査であり、さらにINEDの調査方法を踏襲して2001年1月から2月には国立統計経済研究所(INSEE)によって350人近くの調査員による4000人を対象とする調査が実行された[Le monde du 11 avril 2001]。ただし、調査対象は、フランスで極限的状

況とされる不定住者 (SDF) であり、宿泊施設・公私の無料レストラン・食事サービス (移動のスープ・コーヒーの提供サービス含む)、さらに宿泊場所とは予定されていない場 (路上、踊り場、駐車場、駅など) で就寝しているもの、つまり「狭義の家なし (sans domicile au sens restreint)」に限定されている²。INED 調査の責任者マルプサ女史も「面接の初めに、住宅関連状況を尋ねた。そこには (諸サービスの受給者では一都留) 一定のものが住宅に住んでおり、『住宅に住んでいるもの』と『住んでいないもの』の明確な境界線はない、むしろ状況の継続性が確認できた」[Marpsat et Firdion, 1998, p.148] という。

ともあれ、INED 調査から、問題が集中しているといわれるパリの状況を見る。確認された人数はおおよそ 8,000 人、内「(自身の) 住宅に住んでいない」ものはおおよそ 7,500 人、そして SDF (INED では「住居なし: sans-domicile」とされる) 591 人のヒアリングを行っている。INED のこの調査結果については、マルプサ女史、同じく研究責任者のフィルディオン氏は多くの論文を執筆しているが、本稿での紹介の際に、特に文献を示していない場合には、集大成の著書[Marpsat et Firdion, 2000]からの引用である。

a. 基本的属性

591 人の基本的属性は、男性が 491 人、83%、女性 17%である。その年齢は表 1 のとおりであるが、この調査では最も厳しい状況におかれた青年層が過少にしか捕捉できていないとして、98 年 2~3 月に 16 歳から 24 歳の青年を対象にして、ほぼ同じ場所で 461 人のヒアリング調査を実行している[Firdion, 1999]。ここでの年齢構成は以下述べるの状況を体

表 1 年齢構成

年齢階級	男 性		女 性	
	家なし	その他*	家なし	その他*
18~24 歳	9	13	17	12
25~34	24	25	38	22
35~44	29	21	26	18
45~59	32	21	17	19
60 歳以上	6	20	2	29
	100	100	100	100

*90 年の国勢調査によるパリを含むイル＝ド＝フランス

地方の住民

出典: INED, 1998, p.3

² INED 調査は、国立統計情報評議会 (CNIS) の中期 (94~98 年) プログラムの一環であり、プログラムでは「低所得者の住宅アクセスに関する調査 (Enquête sur l'accès au logement des populations à bas revenus)」、住宅からの強制退去の恐れのある世帯調査 (Enquête sur les ménages menacés d'expulsion de leur logement) も実施され、調査結果も発表されている。詳細は [CNIS, 1996, pp.71~124]。

現しているもののそれであることに注意していただきたい。

単身者が 9 割強を占めている。婚姻状況は、未婚独身者が男性 57%、女性 53%、既婚者は男女共に 8%、離婚・離別 28%、20%、寡婦と寡夫は共に 3%である。

b. 出生地

興味深いのは、彼らの出生地である。外国で生まれたものが男性の 40%、女性の 49%にものぼっており、パリを含むイル＝ド＝フランス地方の全住民(前者で 22%、後者で 20%)と比較しても極めて高い(表 2)。INED 調査では国籍を問うていないが、最近の新聞報道、または筆者たちの行った 2000 年、2001 年の宿泊施設のヒアリングでも外国人(特に東欧からの難民が顕著に増加)といわれており(詳細は 2 章で叙述)、パリ市の SDF 問題は、外国人、または移民(国籍を問わず外国を出生とするもの)・難民問題からのアプローチも可能である。

c. 住居喪失の契機

住居を喪失した要因をみると、女性は大多数が家族問題(配偶者からの暴力・その他の理由からの別離や、親との確執)、男性の場合では、やはり失業を契機とした経済問題や住宅からの強制退去(expulsion)であるが、家族問題、刑期終了や病院などから退出者も無視できない数である(表 3)。詳細は 2 章で叙述するが、法的には住宅の喪失・強制退去からの予防策が確立しているにもかかわらず、そこには大きな「穴」が存在することが分かる。青年層の把握が少ないためもあるが、男性の 95%が過去に就労した経験がある(男性の 29%が工業または職人タイプの技能工、16%が未熟練工)。

表 2 出生地 (%)

	イル＝ド＝フランス地方		その他フランス		外国	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
「家なし」	24	19	37	32	40	49
イル＝ド＝フランス住民	45	47	33	33	22	20

出典: INED、1998、p.9

表 3 最後の住宅について(男性 331 人)	(%)
最終居住地	100
イル＝ド＝フランス地方	64
その他のフランス	27
外国	7
無回答	2
住宅を出た理由(MA)	100
配偶者との離婚・離別	26
その他の家族問題	9
経済的な問題(家賃、雇用喪失、失業手当等の喪失)	37
建物の建替え、強制立ち退き	16
その他(入院、拘禁、引越し・移動)	17
無回答	
最終住居の居住期間	100
6ヶ月未満	5
6ヶ月～2年未満	18
2年～10年未満	55
10年以上	19
無回答	3
最終住居を出てからの年月	100
6ヶ月未満	12
6ヶ月～2年未満	25
2年～10年未満	48
10年以上	13
無回答	2

出典:Marpsat et al., 2000、p.270

d. 生活の糧（就労、社会給付その他）（表 4）

男性の3割、そして女性では4割が就労による収入を確保しており、それは失業対策としての国庫補助雇用（男性では20%が事務職、建設・改築・保全職など、女性16%）、そして宿泊施設や貧困者支援アソシエーションにおいて多様な雇用については興味深い。アソシエーションでの就労は、男性20%が庭師、窓口業務、電話交換手、警備・夜警、調理師、給仕など、女性では洗濯職員、電話交換手が主たる内容である。なお国庫補助雇用にしる、アソシエーションでの就労にしる最低賃金、そして社会保険の権利がある。

表4 収入源

(%)

	男 性		女 性	
	収入源(MA)	主な収入源	収入源(MA)	主な収入源
稼働収入	31	24	42	34
規則的雇用	21	17	38	32
社会給付	53	49	52	49
失業手当	11	11	9	5
RMI(生活扶助)	32	28	18	17
家族諸給付	0	0	30	21
寄付(dons)*	20	14	15	10
その他**	5	4	10	5
無収入	8	8	-	-
全体	100	100	100	100

* 物乞い、アソシエーション・親・友人の援助

** 貯金、多くの場合は配偶者のRMIなど

出典 : Marpsat, 2000, p.274

社会保障諸給付についても、男女とも半数以上受給している。特に、子どもを伴った女性では殆どが家族給付、子どものいない女性の主要な収入は稼働収入であるが、年齢が高くなるにしたがってRMIの受給となっている。無収入は男性では1割弱であり、女性ではない。

医療を受ける際の社会保障手帳(疾病保険証)、またはパリ市内の無料医療を受給できるパリ健康手帳などの不所持のものは17%にとどまる。さらにソーシャルワーカーとの定期的な面接は、男性でも半数が保持しており、女性の3分の2が長期宿泊施設、または子どもへの援助センターのワーカーと強い関係を保持している。

このように少なくないものが雇用を確保し、社会給付も受給し、ソーシャルワーカーとの定期的な面接も行われている。すなわち行政から把握されているにもかかわらず(雇用契約や給付受給の際には居住状況を確認され、不定住の場合には行政のネットワークで社会住宅・HLMなどへの入居申請がおこなわれるはずである)、住居が確保できず不定住者となっているのは、住宅政策の問題点であるが、その理由・背景については、2章で述べる。

e. 宿泊の場所

ともあれ、彼らのこの1週間の宿泊・居住状況を見ると、女性は殆どが長期の社会扶助宿泊施設(子ども連れの場合は母子などの家族施設)に滞在している。男性の30%が同じ

緊急施設（2週間程度）、30%が同じ長期宿泊施設に宿泊している。10%が複数の施設の利用か、5日未満で同じ施設、そして20%弱が施設外での、空き家のスクワット、ホテル（40歳以上）、あるいは友人宅など一時しのぎの宿泊（青年）である。公共の場で、3日間以上すごしたものは、35人で7%、男性単身者ではじめての路上生活経験者である。なお、2000年12月にINED調査の責任者のマルプサ女史などへヒアリングを行った際に、「パリでの、究極の路上生活者は何人ぐらいと予想しているか」と尋ねたところ、「1,000人程度ではないか」との回答を得たこともつけ加えておく。

ともあれ、社会給付などの受給の際に必要な住所登録（domiciliation）は表5の通りであり、長期宿泊施設（CHRS）、アソシエーション、福祉事務所が大多数であるが、一定のものが親、友人との関係を保持していることが分かる。

（2）極限的な不定住者（SDF）——地下鉄「居住」者

初めてのSDF対象の「科学的な」地域調査との評判の高いINED調査であるが、極限的なSDFは把握されていないとの批判もある。パリ市交通局（RATP）のSDF援助専門委員会（極限的排除と闘う委員会：Mission lutte contre la grande exclusion）の責任者、かつ「貧困および社会的排除国家監督委員会（Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale）」のメンバーでもあるドクター・P. アンリは、2001年6月のヒアリングの際に次のように語った。「アルコールを飲み調査不能な人、調査拒否の人などの実態こそ重要である。また、本当に孤立したSDFは社会から排除されたものであり、INEDのような社会学的な調査にはなじまず、彼らから本当の話を開けるのは人類学者や精神分析家である」と。批判を言わしめるのは、RATPの委員会が援助を行っているのは、地下鉄

表5 住所登録（郵便物の受取り場所）（%）

	男性	女性
福祉事務所	18	7
社会参入宿泊センター(CHRS)	26	55
支援アソシエーション	24	16
親、友人の家	13	7
ホテル	11	12
住所無し、または手紙なし	9	3
全体	100	100

出典：INED、1998、p.5

駅内、トンネル、そして暖をとるために噴出し口、階段などで寝泊りする極限的なSDFであり、彼らの状況はINED調査では把握されていない(できない)からという。

RATP のミッションは、駅に集まる SDF への援助活動を行う国鉄 (SNCF) の連帯委員会 (Mission Solidarité) と同じく 90 年に結成されたもので、支援活動に意欲ある、そして訓練を受けた、およそ 100 人職員のチームからなっている。その活動は、月曜から金曜日の夕刻から朝にかけて、パリ市とその郊外を結ぶ全 14 線とその周辺にいる SDF を説得して、自身のもつ相談センター (14 ヶ所)、そして宿泊施設に導くというものである。ドクター・アンリは、警察力で強制的に「浮浪者」を收容していた「ナンテールの家」の責任者として 14 年間勤務した後に、RATP の総裁から委嘱され、人道的な援助を模索してミッションを作り上げた。援助の特徴は、脱社会的傾向な顕著な彼らと人間的な信頼関係を築くこと、太陽も風にもあたらない極限的な「生活」から脱出させることであり、個人的なこととは何も聞かず、専門センターのソーシャルワーカーに「つなぐ」活動とされている³。

活動報告書では、したがって、援助した SDF の属性、その行程などは明らかになっておらず、確認できるのは SDF の数だけである。その数は、「この 10 年来の援助活動の広がり」で、91 年に 1,125 人だったものが、99 年では、およそ 3 分の 1、347 人に減少 [RATP、2000、p. 16] したという。ドクター・アンリが提供された追加資料によると 99 年以降の 2、7、10 月の平均数も算出されているが、避寒のため最も数の増加する 2 月の夜間のそれは、99 年が 357 人、2000 年が 307 人、2001 年で 305 人であった。ちなみに 2001 年 7 月は 117 人である。

(3) 「家なし」問題は解決に向かっているのか？

RATP の地下鉄「居住者」のような脱社会的な SDF は確かに減少してはいる⁴。しかし、パリでは宿泊場所を求める人々は減少ではなく、以下述べるように増加傾向にある。

SAMU - social (フランス全土でおよそ 60 都市が実施) のパリ市サービスでは、365 日・24 時間体制の無料電話 (115 番) で宿泊施設や社会福祉ホテル (hôtel social) の案内 (数十人の専門交換手配置)、そして 11 台のワゴン車で夜間巡回サービスを行っているが、延べ数で 97 年 21,533 人、98 年 24,344 人、99 年 27,456 人、2000 年では 29,000 人近くの人々を援助している。そして、電話数は季節に関わりなく夏もコンスタントにあり、パリの緊急施設、そして住宅や雇用の確保 (参入) を援助する長期宿泊施設は現状では満杯なため、アソシエーションによる安ホテルなどの借り受けに頼らざるを得ない状況という。

99 年にパリ市 SAMU-social の援助を求める人々の属性は、男性 74%、女性 16% で女性の数の漸増、また全体の 83% が単身であり平均年齢は 35 歳 (16% が 18 歳から 24 歳) である。また、子どもを伴った家族も顕著に増加しており、1,347 人 (全体の 5%) が親に

³ パリ市交通局 (RATP)、そして国鉄 (SNCF) が SDF 援助に着手した契機は [Damon、1993] に詳しい。

⁴ ただし、どのような援助からもれ、路上死をする人々もいる。パリの消防士は「家なし」だけではないが、1999 年では 42 人、2000 年では 44 人を確認している。アソシエーションは、2000 年に 8 人の「家なし」の路上死を確認して報告書を作成したが、死亡原因は殺人 1 つ、溺死、過労、飛び降り自殺、他は路上生活故の病死であるという [Le monde du 11 avril 2001]。

伴われた18歳未満の子どもであるという。さらに女性も増加しており、彼らは特に外国人の単身者である。単身青年では8割が無収入で、2割が過去に電話援助の経験を持つもの、そして子持ちの家族の大部分は「難民寮」を求める外国人である。また、結核罹患者も37ケースなど、14%が看護婦のいる宿泊施設に入所が必要となったという[Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale, 2000a, p.156]。

青年層の増加は、97年以降の経済成長の恩恵を受けていない、学歴のない失業青年の家族関係の悪化（彼らは）、加えて近年顕著になっている家出癖（fugueurs）、徘徊傾向（nomadisme）などの問題という[Firdion, 1999]。他方、外国人、そしてその家族の問題は、従来のブラック・アフリカに加えて、東欧からの難民そして無国籍者の問題である[ASH n° 2136 du 8 octobre 1999 ; SNCF, 1999, p.105 ; Le Monde du 18 octobre 2000]。

パリ SAMU - social の責任者がいみじくも述べているように「フランス中の家族崩壊、そして世界各地の経済危機の余波を次から次へと被むって、チームはお手上げ状況」[Le Parisien du 20 janvier 2001]という。

ただし、こうした状況への対策として、緊急施設の増設が求められているかというそうではない。SAMU - social の責任者は以下のように続けている。「緊急受け入れ施設はほぼ足りている。問題はその後であり、社会に再参入するための長期の援助である。社会は彼らに即雇用を見つけることを要求してはならない。まず、個々人の精神、生活を立て直すことであり、それは何年も要する。長期にわたる同伴活動と、生きることを学べる定住できる、特に社会的レジデンスと家族用レジデンスが必要である」[ibid.]。

2. 「家なし」援助の現状・問題点—居住施策の受給者を中心にして

本章では、今日の新たな問題に対して現行施策が追いつかない状況を具体的な事例によって示していく。

(1) 「家なし」予防策の現状

90年5月のベソン法により、「現に自治的な住居を喪失」したものの対策だけではなく、住居からの排除（expulsion）の予防策も着手されている。県は住宅連帯基金（FSL）によって、雇用喪失・収入不足などを理由とする家賃滞納世帯への家賃の代替的支払い、あるいは「立ち退き」が回避できなくなった世帯には代替住宅を提供する義務がある。これは98年現在21万世帯が受給している（金銭給付だけでなくソーシャルワーカーによる相談も含む）。ただし、筆者たちの担当局などのヒアリングによると、社会住宅（HLM）に入居している世帯、つまり行政が把握可能な世帯では予防策は効果があがっているが、民間賃貸住宅の借家世帯では、施策情報が行き渡らず、不十分な成果しかあがっていないという⁵。

⁵ 2000年12月のヒアリング調査における、住宅省(Ministère de l'équipement, de transports et du logement)。

また、予防策は、法的には単身者も差別してはならないが（98年「反排除法基本法」）、現実には「家族」が優先され、失業青年の場合、特に家族関係の問題からの「家出」（本人の意思、または余儀なくされたもの）には対処が困難になっているという⁶。

予防策で取り落とされ、居住の剥奪状況に陥った場合には、1) 社会住宅（HLM）への入居申請が可能で、年齢、家族状況にかかわらず優先的な入居権利があるとされているが、社会住居の入居待機者が列をなしている大都市、特にパリ地域ではHLMへの入居は極めて困難である[CNAF、1999; Alternatives économiques n° 181、2000 P. 22; Fondation Abée Pierre、2000、pp. 31~39]、2) HLMにも民間賃貸住宅にも入居できない低所得者・家族は、「社会的レジデンス」（県の財政責任であるが、運営主体の多くはアソシエーション）においてHLMへの入居を待機するようになっている。社会的レジデンスは、本来的に「家なし」の宿泊施設からHLMへの直接的な入居が困難になったために、94年に法制度化された「一時的住居」であるが、ここでの個人および家族の滞留が顕著である（詳しくは本章(2)で叙述）。

最も状況が厳しい「家なし」であるSDFは、上記の予防策、応急的な住宅策にもアクセスできないまま、前章で述べたように宿泊施設を求め続け、宿泊施設間の流動となっているのである。特に青年層の問題がそうである。経済は活況しているが、25歳未満の失業青年は学歴・職業資格もない青年であり、彼らを扶養する家族も貧困世帯である[INSEE、2001; Liaisons sociales、2001、pp. 15~32]。困難青年層の職業参入援助はアソシエーション・参入企業の援助で一定の成果をあげているが、成功の前提は安定的な住居の確保であるという（2000年3月および2001年6月での参入企業でのヒアリング。詳しくは[福原宏幸 2001年]参照）。

この青年層の問題に加えて、前述のように、外国からパリに来るものは止まらず、ますます増加しており、「難民および無国籍者保護事務所（OFORA）」や「難民施設申請者受入れセンター（CADA）」も数万人の書類を抱え（99年は前年比で38%増加）、パリでは国の出先機関である県保健福祉局（DASS）と先のSAMU - socialが協力してホテルを借り上げざるを得ない状況になっている[Le monde du 18 octobre 2000]。

(2) 施策の現状—いくつかの事例

100万人の入居待機者がいるという社会住宅の不足、そして好況下での民間賃貸住宅の家賃の高騰は、「家なし」への住宅確保という「出口」をふさぎ、それぞれの施策段階で問題を滞留させている[FNARS、1999、2000]。その具体的状況を社会的レジデンス（一時的住宅）(1)の事例でみる。いずれもパリに隣接しているセーヌ＝サン＝ドニ県モントルイユ（Montreuil）市のアソシエーション・Association Interlogement、カトリック救済会で

都市等計画(Plan urbanisme construction architecture)担当者・Ballet 女史の回答。

⁶ 注5に同じ。

の筆者のヒアリング調査、そしてその際に取得した 99 年活動記録から引用したものである [Recherche sociale, 1999a, pp. 19~30]。

a. 3 人の子もち家族で、社会的レジデンスに 33 ヶ月間居住している事例

家族はコミューンの住宅連帯基金 (FSL) 委員会を通してレジデンスに入居したが、長年、民間賃貸の不十分な水道設備、塗装ペンキの鉛問題 (saturnisme) のある不衛生な住宅に居住し、上の子どもはツベルクリン反応で緊急入院など家族の健康悪化が招かれていた。夫は長年不就労、妻は、読み書き未修得 (illettrée) で強いウツ状況にあった。

住宅所有者が家賃滞納から強制退去の手続きに入ったとき、コミューンは 24 ヶ月後には、社会住宅に再入居させるという約束で、アソシエーションの社会的レジデンスへの入居を要請した。

しかし、レジデンス入居後に家族は多くの問題を抱えるようになった。入居前には見せなかった夫の暴力、そして夫婦関係は悪化した。そこでソーシャルワーカーは参入計画を作成し、その結果、今では、夫は職業養成を受け定期的に派遣労働に従事、妻は文字習得講習を受け、長期にわたる公的雇用 (CEC) で働けるようになった。

6 ヶ月後には、家賃が定期的に払えることが確認でき、社会住宅 (HLM) に一般的権利で再入居できると考え申請を行った。しかし、HLM 事務所は、世帯の経済状況は問題がある、貧困・不安定すぎるとはみて、賃貸契約の締結を拒否した。加えてコミューンは再入居させるという約束を反故にしたままである。レジデンスのワーカーは、この世帯の再入居の展望はまだないと考えている。

b. 外国人家族で、メンバーが正規滞在許可証を持っておらず、諸権利の再取得の手続き—正規滞在化、離婚の手続き、求職活動などの計画が必要であった事例

カップ=ヴェルデ (アフリカ) の婦人は、夫の暴力から逃げるために子ども 3 人と自宅を出た。児童社会扶助サービスに受け入れられて、レジデンスに入居した。実際は、住宅への再入居の手続きが不可能なほどのハンディキャップを抱えていた。

以前は 9 m² の部屋に 5 人の家族が居住していた。家賃も不払いであった。離婚の手続きも争いとなり、しかも夫は不法滞在者であり、離婚までに 3 年間かかった。母親は正規滞在であったが、長期にわたって収入はなく、3 年間は生活扶助 (RMI) の受給が必要であった。

その後、雇用を確保して、再入居は可能とみなされている。社会同伴活動のソーシャルワーカーにとっては最優先家族であるが、24 ヶ月 (規定の滞在期間) では社会住宅に再入居できず、90 ヶ月間も居住している。

c. 生活態度から、何年もの社会的同伴活動を行っても、参入の困難が合併している事例

妻の死亡後、ひとりで暮らしている 40 歳男性。94 年以降、レジデンスの準借家人となり生活扶助 (RMI) と住宅手当 (APL) で生活している。社会的孤立、多くの心理的問題、アルコール依存症からくるアグレッシブ、暴力的な行動が顕著。カップ・ベルデ出身で、フランス語にも問題がある。参入アソシエーションによる職業的参入は失敗に終わった。

この場合は、レジデンスではなく、社会的参入宿泊施設 (CHRS) への再入所の措置も含め、社会的診断が行われなければならない。一般住宅の賃貸契約への「すべりこみ」は望めず、優先されるべき社会的参入の計画を再度見直さなければならないからである。

勿論、以下のように成功例もある。

d. 経済的な問題だけで、社会的参入では問題はない (生活状況は厳しいが、子どもの学校教育は成功している) 事例 (同じく Association Interlogement [Recherche sociale, 1999a, pp. 25~26])

外国企業の秘書であった女性で、1 人で 4 人の子どもを養育。北部で住宅所有者になる融資を受けるはずであった。しかし、雇用先外国企業の支社が倒産し失職。会社撤退の違法性から、解雇の証明もできず失業補償手当も、無収入の手続きも手間取り RMI も受給できなかった。住宅融資は取り消され、住宅手当も借金返済にあてていたために支給は停止された。

職を得るためには、身内が住むパリに出るしかなかった。子どもたちとともに長期施設 (家族対象の CHRS) に 4 年以上住み、レジデンスに入居した。ワーカーの援助によっても、外国企業への責任追及を含めて、行政的な書類を整えるには何年も必要だった。

現在は職業養成を受けており、安定的雇用の確保の見通しもたった。さらに、2 人の子どもは大学を終える。彼らはすぐ自活できるので、パリ市が接收した住宅に家族を再入居させるほうがよいし、可能なことをワーカーは確認した。家族数が少なくなるので、公的、そして民間住宅でも再入居は容易である。

e. 社会的レジデンスの仲介なく、ワーカーの長期の援助によって宿泊施設 (CHRS) から自治的な住宅を確保できた事例 (カトリック救済会・CHRS・Cité Myriam の 99 年活動記録から) [Secours Catholique, 2000, pp.]

97 年 11 月入所、44 歳、10 年前に離婚、成人した息子とのコンタクトはある。入所の前の 3 週間は自分の車のなかで寝ていた。以前窃盗で 6 ヶ月間収監され、母親

は彼と同居することを拒否したため、友人宅に居候をしていた。

以前の職は配達運転手と商人の使い走りであったが、3年近く失業中。2001年まで司法保護の対象であった。麻薬中毒の過去があり、医療保護そして心理療法を受けねばならなかった。ウイルス性肝炎のため通院も必要であった。

行政的手続きとしては、身分証明書と社会保障カードを再作成しなければならなかった。医療は医療扶助で対応。また、元の妻への借金（養育費）の返済で司法手続きも必要であった。6ヶ月間失業保険を受給できたが、求職のための履歴書作成の際に、10年間の「ヤミ労働」の経験という問題点もあった。

職業養成のプログラムはたらず、98年1月から施設附設の「建設作業所」で就労することを提案し、彼はそこで真面目に就労。施設外の生活に耐えうる、よい大工になると判断したが、性格は内気で、目立たず、非常に閉鎖的で生活にイニシアティブをもつことができなかった。しばらくして、彼はまた6ヶ月間収監されなければならなかったが、参入ワーカーと司法保護担当員の援助によって、収監は3ヶ月のみになった。しかし、収監のために親しくしていた友人も失った。

再度、非常に落胆、意気消沈して、自らの殻に閉じこもるようになり、アルコール、麻薬におぼれた。この依存症の治療的援助もつづけていたが、職業養成は暗礁に乗り上げた。そこでもっと専門的な実習を受給できるように、職業紹介所（ANPE）の専門官に相談した。多くの書類を作成したが、それは無理となったため、「建設作業所」で就労をつづけた。こうしているうちに、失業保険の権利を費消し、RMI受給となり、参入契約も締結した。

非常に頼りにしていた兄の突然の死をきっかけに、母親とも再会、関係も修復できた。週末には必ず、母親が兄弟の家を訪れ、そこで大工仕事をした。ワーカーは、母親との電話連絡をとっていたが、彼女は「再び息子を持つことできた」と言った。

しかし、ワーカーは「警戒」を解かなかった。何故なら、求職活動の失敗で再び意気消沈する恐れがあった。彼は忍耐、意欲に欠けていた。彼を励ますことを続けた。

99年1月、彼の努力は報われ国庫補助雇用（CES）として商店の配送の仕事を得た。ただし、彼はやる気を出したが、生活には集中力に欠けた。これはRMIと賃金によって収入が増えたためである。そこで、我われは家計管理の援助・指導を実行した。同時に施設を退出する準備をすることも助言した。それは、彼は非常に周囲の影響を受けやすく、施設内での交友関係で、再び麻薬に依存する恐れがあったからである。彼は、この事実を認めた。母親との合意のもとで、99年4月には母親の家に戻った。

以後は、我われは、彼の補助雇用の様子を見守る参入アソシエーションと連絡をとりつづけた。アソシエーションは彼の状況が安定すれば、正規雇用に繋げたいと考えた。そして、トラック運転手の免許を取得し、その職を得て、自治的な住居も確保することができた。施設に入所してからここまで、17ヶ月間かかったが、本施設での宿

泊は成功だったと結論した。

結論

今日の「家なし」問題が、経済問題（特に失業・不安定雇用、本人の職業資格の欠如）に加え、疾病⁷、国籍、言語の未修得、家族関係などの社会的関係性（liens sociaux）の喪失など、合併・重層的な貧困・排除状況であることが分かる。社会住宅の不足からくる入居の困難、HLM 事務局の厳しい入居申請選別（特に外国人・移民家族）⁸、そして、ここでは紙幅の関係から叙述できなかつたが、幸いに入居できて近隣との軋轢や家賃の不払いから再び排除される事例も事欠かない[Recherches sociale, 1999b, pp. 35~77]⁹。また青年層では流動が顕著で（ソーシャルワーカーの援助も必要なく雇用を早期に確保できるものと、他方で施設から「ある日突然行方知れずになる」という事例も多々ある）、施設での記録は相対的に少ない¹⁰。

⁷ SDF における疾病状況については「国境なき医師団」から分かれた「世界の医師団」のパリでの医療センターの優れた年鑑がある[Médecins du Monde, annuels]。また一定の精神障害者も確認されているが、それに関しては例えば[Association L'Élan retrouvé, 1997]参照。

⁸ 権利確保書および自由に関する国家委員会 (CNIL : Commission nationale de l'informatique et des libertés) の 2000 年度報告書 (XX I ° rapport d'activité 2000) は、< 社会住宅入居申請の際に、外国出身のものを差別している恐れがある > と指摘した。また、反人種差別アソシエーション・SOS.Racisme は再三、HLM のこの傾向を告発してきたという [ASH n° 2223 du 13 juillet 2001]。HLM が外国人・移民を警戒する背景には、異なった「文化」という問題もある。特にアフリカ系の家族では、「一夫多妻 (polygamie) の恐れである。そうでなくとも、入居後に大人数での居住となる可能性がある。次々と生まれてくる子ども、国に残してきた子どもを呼び寄せる」 [Recherche sociale, 1999a, p.25] という問題がある。

⁹ 社会住宅・HLM は現在 350 万の賃貸住居があり、全世帯の 17% が入居している。HLM 問題は需要に追いつかない供給不足とともに、住民の貧困化も進んでいる。地域的格差はあるが、97 年の生活条件調査研究センター (CREDOC) 調査によると半数の世帯が住宅手当受給の上限所得の 60% 未満、20% (生活扶助基準に相当) 未満世帯が 16% も占めるという [CREDOC, 1999]。

¹⁰ 筆者の 1998 年 10 月のカトリック救済会 (Secours Catholique) ・社会参入宿泊センター (CHRS) ・シテ・ノートルダム (パリ市)、2000 年 9 月の同シテ・サンマルタン (パリ市)、シテ・ミリアム (モントルイユ市)、さらに 2001 年 6 月の大阪市立大・福原宏幸氏との単身青年 CHRS・アレジア寮 (パリ市) でのソーシャルワーカーへのヒアリング調査による。

また、本稿では紙幅の関係から叙述できなかつたが、近年、徘徊青年の問題の一つとして、家族そして社会からの拘束を嫌い自身の選択から徘徊生活をつづける、加えてロックコンサートその他のフェスティバルを渡り歩く青年の問題も顕著になっている。彼らの問題は「積極的な徘徊 (Errance active)」と名称されているが、地域の安全 (sécurité) 問題ともなつてマスコミを騒がしている。彼らの援助についても既に専門組織・団体が組織化されているが (例えばパリ市では、児童社会扶助組織として 2 ヶ所の専門センター設置)、有効な援助方法を模索中というところである [Firdion, 1999; Chobeaux, 2001] 。

なお、18 歳から 25 歳青年における住居喪失者の増加は、フランスのみならず EU 諸国共通の問題となっている。そして青年層において、『家なし』であることは通過的な段階・状況 (phase transitoire) である。しかし、…家を喪失するという事実は、それが通過的な状況であったとしても、問題の重要性を減少させはしない。住居喪失の大きな影響は、喪失の期間だけでなく、個人の生活周期においてその影響が形成されることである。家のない問題は成人になる行程において次第に大きな影響を与えるようになっていく。青年期に個人的関係を形成する必要、経済的活動にアクセスする必要、家族を形成するための第一歩が必要なとき、住宅問題は彼らの生活のパースペクティブに大きな影響を与えざるをえない。つまり、若者によって経験された住宅の問題は、複数の世代に重要な問題を与えるのである。サービス提供者の意見によれば、現在の緊急宿泊センターは、『家なし問題 (sans-abrisme)』から生じた多面的な問題に直面できるための多様な手段を有していない [FEANTSA, 1995, p.6]。

しかし、重要なことは、「家なし」の援助は国家・公権力の責任が確固としており、加えて問題状況、個々人・家族に応じたソーシャルワーカーの援助も蓄積されていることである。筆者は門外漢であるために分析・考察はできないが、ワーカーたちの心理的援助（社会的同伴活動：accompagnement social など）がその支援の土台にあること、そして国籍なきものへの援助も拡がっていることも前述の事例で分かる。国境なき経済活動・単一の市場によって、国家間、そして社会内部での経済格差はますます拡がり、フランスに限らず先進諸国では問題は拡大・重層していくように思われる¹¹。しかし、フランス社会ではそれは潜在化できず、どのような問題が生じようとも新しい援助方法を模索・創造して、困難は極めるが真の住宅確保という目標は放棄されないだろう¹²。

【参考文献】

- Haut comité pour le logement des personnes défavorisées [1999] *5^{ème} Rapport, Le besoin de cohérence dans la politique du logement*, ronéo.
- Haut comité pour le logement des personnes défavorisées [2000] *6^{ème} Rapport, Le logement des personnes défavorisées à l'épreuve de l'application de la loi*, ronéo.
- ASH : Actualités sociales hebdomadaires, Supplément [2000] *Le logement des personnes défavorisées*.
- Association L' Elan retrouvé [1997] *La santé mentale des sans-abri dans la Ville de Paris*, ronéo.
- Chobeaux F. [2001] *L'errance active. Politiques publiques, pratiques professionnelles*, éd. ASH.
- CNAF: Caisse nationale des allocations familiales [1999] *Informations sociales n° 77- Nouvelle crise du logement*.
- CNIS: Conseil national de l'information statistique [1996] *Pour une meilleure*

¹¹ 「家なし」という極限的な貧困だけでなく、広い意味での貧困(排除)自体が貨幣的な問題だけでなく多面的な問題になっているし、その傾向は促進されよう。フランスでの貧困と排除の今日的形態については[Paugam, 1998]を参照。

¹² 2001年7月18日に、ギグー雇用・連帯相(労働・厚生相)は、20億フラン(350億円に相当)の予算をもって、1998年「反排除法」を引き継ぐ、新たな「貧困および排除への予防と闘いのための3カ年計画(programme de prévention et de lutte contre la pauvreté et l'exclusion 2001-2003)」を公表した。青年失業者への雇用対策が中心であるが、住宅対策では住宅不足に対処する空き家接収の第二段階施策、不良住宅の解消、さらに宿泊施設(CHRS)の増加、そこでの子持ち家族、若いカップルの専用部屋の確保、多様な給付を一括して申請できる地域での「連帯の家(maison de la solidarité)」の設置、ソーシャルワーカー追加養成などが盛り込まれている[ASH n° 2224 du 20 juillet 2001]。

connaissance des sans-abri et de l'expulsion du logement.

CREDOC: Centre de recherche pour l'étude et l'observation des conditions de vie

[1999] *Enquête occupation du Parc sociale, exploitation.*

Damon J. [1998] *Vagabondage et mendicité*, Flammarion, Coll. Dominos.

——— [1993] *Les « indésirables » dans les espaces de transport. Les exemples de la RATP et de la SNCF*, SNCF, GLMksg, ronéo.

Deltil J., A-t-on besoin des travailleurs sociaux in Abécassis F. et Roche P. [2001] *Précalisation du travail et lien social. Des hommes en trop ?* L'Harmattan, Logiques sociales.

FEANTSA: Fédération européenne d'associations nationales travaillant avec les sans-abri [1995], *L'Union Européenne loge-t-elle ses pauvres ?* Publié avec le soutien de la Commission européenne, Bruxelles.

FNARS: Fédération nationale des associations et de réadaptation sociale [1999] *Recueils et documents-Logement, n° 6.*

FNARS, [2000] *les cahier de la Fnars- accès au logement privé, n° 7.*

Firdion J.-M. [1999] L'étude des jeunes sans domicile dans les pays occidentaux: état des lieux in INED, *Dossiers et recherches 81*, décembre.

Fondations N° 11, 2000-Exilés, réfugiés, étrangers, quel droit d'asile ?

Fondation Abée Pierre [2000] *L'état du mal logement en France 1999.*

INED: Institut national d'études démographiques [1998] Vie et santé des personnes sans domicile, à Paris. Enquête INED, Paris, février-mars 1995 in CREDES: Centre de recherche d'étude et de documentation en économie de la santé *Document n° 1222.*

INSEE *Premières n° 745* octobre 2000—travailleurs pauvres

INSEE *Synthèse n° 47*, mars 2001—Revenus et patrimoine des ménages

Liaisons sociales n° 7, mars 2001 —Les oubliés de la croissance

Marpsat M. [1999] Un Avantage sous contrainte. Le risque moindre pour les femmes de se trouver sans abri, in INED, *Population 54^e année n° 6.*

Marpsat M. et Firdion J.-M. (dir.) [2000] *La rue et le foyer*, PUF.

Marpsat M. et Firdion J.-M. [1998] Sans domicile à Paris: une typologie de l'utilisation des services et du mode d'hébergement in *Sociétés contemporaines, N° 30* avril 1998.

Médecins du Monde, Annuels, *La population prise en charge dans les centres d'accueil, de soins et d'orientation gratuits, de la Mission France de Médecins du Monde*, ronéo.

- Observatoire national de la pauvreté et de l' exclusion sociale [2000a] *Les Travaux 2000*, La documentation Française.
- [2000b] *Rapport 2000*, La documentation Française.
- Paugam S. [1998] Les formes contemporaines de la pauvreté et de l' exclusion. Le point de vue sociologique, in *Génèses n° 31*.
- RATP [2000] *Revue Savoir faire N° 36-4*.
- Recherche sociale*, n° 156, Le logement des personnes défavorisées(3), 2000.
- Recherche sociale*, n° 152, Le logement des personnes défavorisées(2), 1999a.
- Recherche sociale*, n° 151, Le logement des personnes défavorisées(1) 1999b.
- Secours Catholique [1998] *Cité Notre-Dame, Activités 97*, ronéo.
- [2000] *Cité Myriam, Activités 99*, ronéo.
- [2000] *Cité St-Martin, Activités 99*, ronéo.
- SNCF [2000] *Actions Solidarité SNCF. Analyses et Initiatives 1999*.
- 都留民子 [2001] 「フランスの『連帯』と『排除との闘い』から思うこと」『シェルターレス』No. 9.
- [2000] 『フランスの貧困と社会保護』、法律文化社。
- [1999a] 「フランスの『反排除法』にみる『ホームレス』対策」『市政研究』124号。
- [1999b] 「フランスの『ホームレス』問題と社会施策」『社会政策学会誌』1号。
- [1998] 「『ウレザンスキ・レポート』における貧困との闘い——フランス経済社会評議会報告書『極貧と経済社会的不安定』——」『広島女子大学生生活科学部紀要』3号。